

江津市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、骨髄や末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）に対して、助成金を交付することによってドナーの負担軽減を図り、骨髄等の移植の推進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業にドナー登録（以下「骨髄バンクドナー登録」という。）を行い骨髄等の提供を完了した者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市税の滞納がない者

(助成金額等)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数（以下通院等の日数という。）に2万円を乗じて得た金額とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は7日とする。

- (1) 健康診断のための通院の日数
- (2) 自己血貯血のための通院の日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院の日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等の日数

3 助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請等)

第4条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江津市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 日本骨髄バンク又は医療機関が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し

(2) 骨髄バンクドナー登録をしていることが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、助成の可否を決定し、江津市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の骨髄等の提供に係る通院又は入院から適用する。